



中国『专利审查指南』の 改正要点の解説

北京三友知識産權代理有限公司

崔成哲 弁理士、弁護士、パートナー

党曉林 弁理士、弁護士、総經理

2026年1月12日



改正内容

PART 01 方式審査関連

PART 02 実体審査関連

PART 03 人工知能分野の出願の審査

PART 04 ビットストリームを含む発明出願の審査

PART 05 無効審判の審理

PART 06 その他

目次
CONTENTS
2026

今回の改正のタイムライン

SANYOU IP GROUP

『専利審査指南』の改正のタイムライン



改正後の審査指南は、2026年1月1日以前に提出され、まだ審査係属中の専利出願にも適用

Part

01

sanyou

方式審査関連

1.1 発明者身元情報の記入

SANYOU IP GROUP

改正内容：

第一部分第一章

4.1.2 発明者

… 虚偽の発明者を記入してはならない。… 通常、願書に記入された発明者が該規定に適合するか否かについて審査を行わない。ただし、願書に記入された発明者が該規定に適合しないことを示す証拠がある場合を除く。

発明者は個人（即ち、自然人）でなくてはならず、願書に、発明者全員の身元情報を記入し、かつ情報の真実性を確保しなければならない。願書に、法人または団体、及び人工知能の名称を記入してはならず、例えば、「〇〇課題研究チーム」または「人工知能〇〇」などと記入してはならない。

今現在の実務：発明者の身分証明書番号を提供する必要があるか？

発明者の順番	国籍・地域	改正前	改正後
第1発明者	中国国籍	要	要
第1発明者	外国国籍、中国香港・マカオ・台湾	不要	不要
第2-N発明者	中国国籍	不要	要
第2-N発明者	外国国籍、中国香港・マカオ・台湾	不要	不要

主な
実務影響

- **中国国籍**： 氏名、国籍、身分証明書番号を提供
 - **外国国籍、中国香港・マカオ・台湾**： 氏名、国籍または地域を提供 (以前の要求とほぼ同じ)
- ※ 従来、第2-N発明者は国籍または地域を記載する必要なかったが、改正後は記載する必要あり

1.1 発明者身元情報の記入

SANYOU IP GROUP

下記願書は
2026年1月1日から適用

通常の発明出願の願書

PCT出願
中国国内段階への移行
発明出願の願書

今現在の実務

发 明 专 利 请 求 书			
请按照“注意事项”正确填写本表各栏		此框由国家知识产权局填写	
(7) 发明 名称			
	①申请号 ②分案提交日		
(8) 发明 人	发明人 1	姓名 [REDACTED]	<input type="checkbox"/> 不公布姓名
		国籍或地区 [REDACTED]	身份证件号码 [REDACTED]
	发明人 2	姓名 [REDACTED]	<input type="checkbox"/> 不公布姓名
		国籍或地区 [REDACTED]	身份证件号码 [REDACTED]
③申请日 ④费减审批 ⑤向外申请审批 ⑥挂号号码			

国際出願に係る中国国内段階への移行届出書（発明）			
(13)发明人	发明人 1	姓名 [REDACTED]	<input type="checkbox"/> 不公布姓名
		国籍或地区 [REDACTED]	身份证件号码 [REDACTED]
	发明人 2	姓名 [REDACTED]	<input type="checkbox"/> 不公布姓名
		国籍或地区 [REDACTED]	身份证件号码 [REDACTED]

外国国籍、中国香港・マカオ・台湾の発明者の場合：

- 身分証明書番号：記載しなくてよい（空欄のままでOK）
- 国籍・地域：記載する必要あり

Part

02

sanyou

実体審査関連

2.1 特実同日出願に対する審査

SANYOU IP GROUP

実用新案及び発明出願：同日出願

改正前

実用新案が先に登録され、その後、発明出願が審査を経て登録可能となった場合において、発明出願の請求項の保護範囲が登録済みの実用新案の保護範囲と同じである時は、当該実用新案を放棄して、発明出願を登録させることができる。

一方、出願段階において、発明出願の請求項が補正され、その保護範囲が実用新案の保護範囲と異なる場合、当該実用新案を放棄しなくとも、発明出願を登録させることができる。

改正後

2番目の選択肢が削除された

改正後

新規出願の際、「同日出願」である旨が声明されていれば、将来、たとえ、発明出願の保護範囲が実用新案と異なる場合であっても、発明出願を登録させるためには、実用新案を放棄しなければならない。

2.1 特実同日出願に対する審査

改正の背景

- 「重複授権禁止の原則」は、同一の発明創造に対して特許権を一つだけ付与すべきと定めている。
- 1990年代以降深刻化した発明出願の審査遅延問題を解消し、迅速な保護を受けるニーズに応える目的で同日出願が認められるようになった。
- 現在、発明出願の状況は大きく変化
 - 知的財産導入大国から知的財産創出大国への転換、知的財産関連業務における量重視から質重視へ転換
 - 統計データから見ると、同日出願のニーズは年々低下
 - 審査効率が持続的に向上し、発明出願の審査期間が大幅に短縮（平均審査期間：15.5ヶ月）
 - 同日出願以外のルート（P P H等）を通じても迅速な保護が可能

2.1 特実同日出願に対する審査

新規出願の際、「同日出願」である旨が声明されていれば、将来、たとえ、発明出願の保護範囲が実用新案と異なる場合であっても、発明出願を登録させるためには、実用新案を放棄しなければならない。

【例1】実用新案は特定の構造部材を保護するのに対し、
発明出願は補正を経てその製造方法を保護する。

【例2】実用新案の請求項における1つの構成要件は「締結部材」である。
発明出願の審査段階で、上記構成要件を「締結部材」から「ボルト部材」に減縮補正をした。



対応策

- 同日出願は、既に柔軟な「予備案」から拘束力のある「二者択一」に変化したため、同日出願の方式を慎重に採用することを勧める。
- 必要な場合に限り、緊急な保護ニーズがある技術改良に対して、同日出願を採用することが望ましい。

2.1 特実同日出願に対する審査

SANYOU IP GROUP

実用新案及び発明出願を同日に出願する際

新規出願の際、 同日出願の声明の有無	具体例	発明出願の授権の見込み
声明有り	<p>授権の要件を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 情況一：発明出願について補正無し ➤ 情況二：発明出願について補正あり 	<p>審査の結果、拒絶理由が発見されなかった場合、審査官は出願人に対し、所定の期限内に実用新案権を放棄する旨の声明をするよう通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 出願人が実用新案権を放棄した場合、発明出願は登録される。 ➤ 出願人が実用新案権を放棄しなかった場合、発明出願は拒絶査定になる。 ➤ 期間満了後も応答がなかった場合、発明出願は取下げるとみなされる。
声明無し	<p>審査官が審査段階で、 発明出願の請求項の保護範囲が 登録済の他の実用新案の保護範囲と同じである ことに気付いた</p>	<p>「重複授権禁止の原則」により、 実用新案を放棄して発明出願を登録させる機会がない。 即ち、当該発明出願は登録の見込みがない。</p> <p>(※補正により保護範囲が異なる場合、登録可能)</p>

声明無しの影響は？

2.2 進歩性の審査基準の整備

SANYOU IP GROUP

改正内容：

第二部分第四章進歩性

6. 進歩性審査時に留意すべき問題点

新設：

「技術課題の解決に貢献していない構成要件は、たとえ請求項に記載されていたとしても、通常、技術の進歩性に寄与しない。」

解釈：進歩性の基本的な判断基準は変化無し

改正の目的：

最も近い引用文献に対する「区別的構成要件の数の多さ・少なさ」または「請求項の保護範囲の広さ・狭さ」を、
進歩性の有無と直接関連づけることを回避する。



社会公衆に対する釈明

技術課題の解決に貢献していない構成要件は、いくら多くても、
発明に進歩性をもたらすことはない。

出願人に対する提案

請求項を合理的に作成し、発明の実質に対する釈明を一層重視する。

2.2 進歩性の審査基準の整備

SANYOU IP GROUP

審査指南の追加事例

【例3】カメラの改良技術

技術課題：如何により柔軟なシャッター制御を実現するか

解決手段：カメラ内部の関連機械及び回路構造を改良する

中間対応：請求項に進歩性を有していないと指摘された

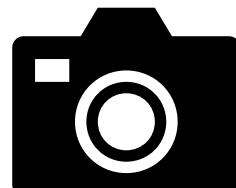
請求項の補正：カメラの外装形状、ディスプレイのサイズに関する構成要件を追加

明細書には、新たに追加された構成要件と前述の技術課題の解決との間に何らの関連性があるかについて説明されておらず、これらの追加構成要件はカメラ自体に内在する通常的な構成要素であるか、又は当業者が一般的な技術知識及び通常の実験手段に基づいて容易に想到できるものである。

出願人は、これらの構成要件が保護を求める技術に更なる技術的效果をもたらすことについて、証拠による証明又は十分な理由による説明を行っていない。

したがって、進歩性がない。

技術課題：
如何により柔軟なシャッター制御を実現するか



- (1) 内部の機械構造の改良
- (2) 内部の回路構造の改良



技術課題の解決と
何らの関連性もない

追加構成要件：
外装形状、ディスプレイのサイズ

2.2 進歩性の審査基準の整備

SANYOU IP GROUP

「技術課題の解決に貢献していない構成要件は、たとえ請求項に記載されていたとしても、通常、技術の進歩性に寄与しない。」

検討事項：上記規定における「技術課題」の意味は？

- 通常、審査段階で、最も近い引用文献に対して新たに確定される、発明が実際に解決しようとする技術課題であり、（明細書に記載された技術課題と異なる可能性あり）
- 明細書に記載された、発明が解決しようとし、かつ解決可能な技術課題である可能性もある。

対応策

- 重要な構成要件については、明細書を作成する際、当該構成要件の技術効果を詳細に記載することを提案。
- 進歩性に関する拒絶理由に応答する際、区別的構成要件がなぜ、そして、如何に技術課題の解決に貢献したかを重点的に論述し、説得力のある理由及び／又は実験データを提出することを提案。
- 単に「幾つかの構成要件を追加した」と反論するだけでは、審査官を説得できる可能性が低い。

Part

03

sanyou

人工知能分野の出願の審査

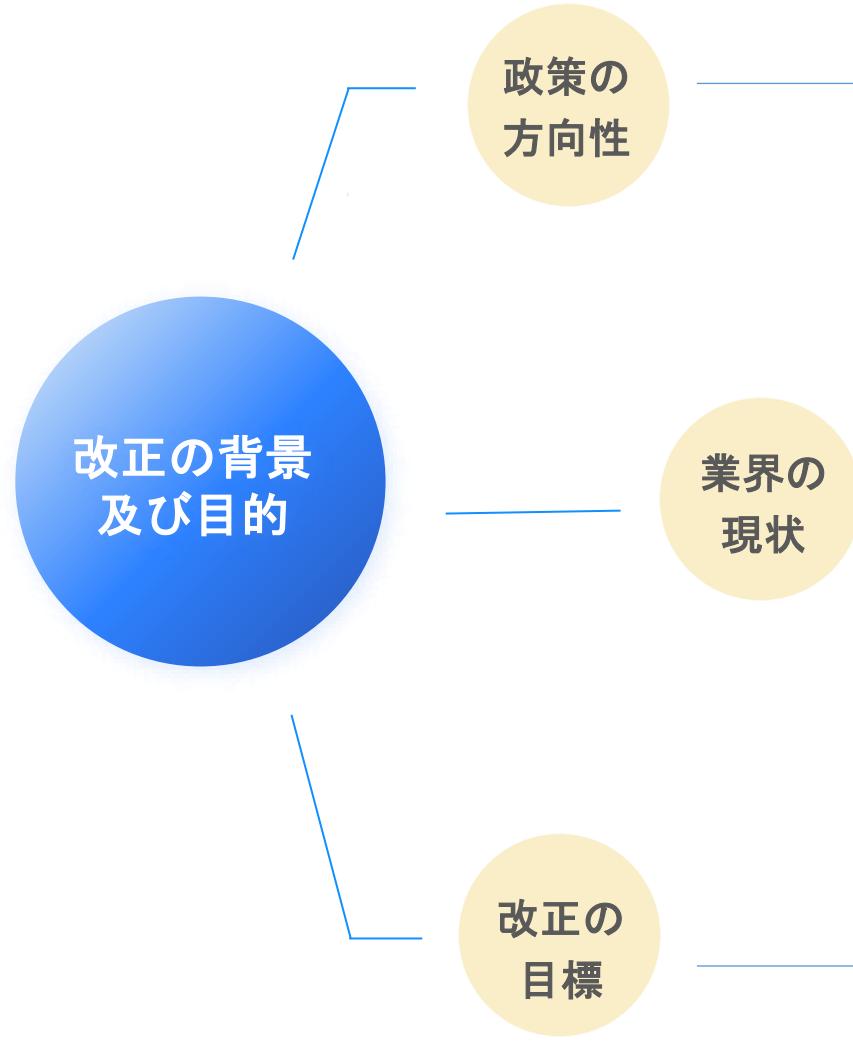
3 人工知能分野---目次



人工知能分野の出願の審査

- 改正の背景及び目的
- 倫理（合法性、公平性など）の審査
- 進歩性に関する審査
 - 応用シーンが異なり、アルゴリズム又はモデルが同一である
 - 応用シーンが同一又は類似し、アルゴリズム又はモデルが異なる
- 明細書の十分な開示の要件
 - 人工知能モデルの構築又は訓練に係わる
 - 具体的な分野又はシーンにおいて、人工知能モデル又はアルゴリズムを応用する場合

3.1 人工知能分野—改正の背景及び目的



3.2 人工知能分野—倫理の審査

SANYOU IP GROUP

改正内容：適用の技術分野を明確化

第二部分第九章 実体審査部分／コンピュータープログラムに関連の発明出願の審査に関する規定

6. 人工知能、ビッグデータなど、アルゴリズムの構成要件又はビジネスルール及び方法の構成要件を含む発明出願の審査の関連規定

AI関連発明の倫理審査に関する規定を新設

6.1.1 特許法第五条第一項に基づく審査

アルゴリズム構成要件又はビジネスルール及び方法構成要件を含む発明出願について、
データ収集、タグ管理、ルール設定、推薦メカニズム等において
法律に違反し、社会的道徳に背き、又は公共の利益を妨害する内容を含む場合、
特許権を付与することができない。

対応策

- ・ 人工知能、ビッグデータ関連の専利出願を提出する前に、コンプライアンス審査を行い、
- ・ 中国の「データ安全法」、「個人情報保護法」等の法律に適合するか否かを評価する。

3.2 人工知能分野—倫理の審査

SANYOU IP GROUP

改正内容：人工知能、ビッグデータ関連出願の審査対象を拡大

第二部分第九章 実体審査部分／コンピュータープログラムに関する規定

6. 人工知能、ビッグデータなど、アルゴリズムの構成要件又はビジネスルール及び方法の構成要件を含む発明出願の審査の関連規定

6.1 審査基準

審査は、保護を求める解決技術、即ち請求項によって限定された解決技術に対して行うべきであり、
必要な場合は、明細書の内容に対して審査を行うべきである。

※ 明細書に、コンプライアンスに違反する内容を含むか否かについて事前に審査する。

3.2 人工知能分野—倫理の審査

審査指南の追加事例

【例4】大規模データに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システム

出願内容の概要：

大規模データに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システムは、撮像モジュールと顔認識モジュールによって顧客の顔部特徴情報を収集して顧客の身元情報を取得し、収集された情報に対してデータ分析を行い、マットレスに対する顧客の実際の好みを評価し、事業者の高精度なマーケティングを支援する。

撮像モジュール



顧客の顔部特徴情報の収集



身元情報の取得

顔認識モジュール



顧客の身元情報に基づいて、
収集した情報を利用して
顧客の実際の好みを分析

高精度なマーケティングを支援



3.2 人工知能分野—倫理の審査

SANYOU IP GROUP

【例4】大規模データに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システム

分析及び結論

「個人情報保護法」によれば、**公共の場所に画像収集・個人身元識別装置を設置するには、公共安全の維持に必要で、国家の関連規定を遵守り、顕著な注意標識を設置することが義務がある。個人から個別同意を取得した場合を除き、収集した個人画像及び身元識別情報は、公共安全の維持を目的とする場合にのみ使用でき、その他の目的に使用してはならない。**

保護を求める解決技術は、マットレスの高精度のマーケティングを行うものであり、**公共安全を維持するためには必要なものに該当しない**。さらに、マットレスに対する顧客の実際の好みを取得、分析するために、顧客の顔情報を収集してその身元情報を取得する行為は、**明らかに顧客が気付いていない状況で行われ、明細書においても、データの取得又は情報の収集が合法的であることを示していない**。

したがって、当該発明創造は**法律に違反するものであり、特許権を付与することができない**。



顧客の顔部特徴情報の収集



身元情報の取得

3.2 人工知能分野——倫理の審査

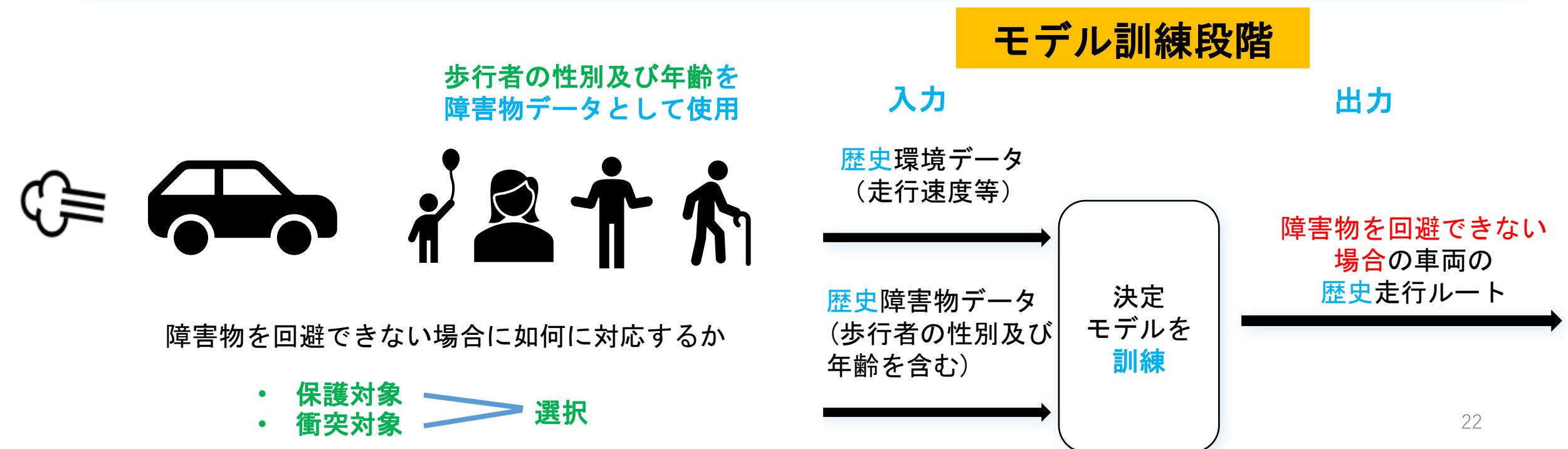
SANYOU IP GROUP

審査指南の追加事例

【例5】無人運転車両の緊急決定モデル構築方法

出願内容の概要 :

無人運転車両の緊急決定モデル構築方法であり、歩行者の性別及び年齢を障害物データとして使用して、訓練により得られた決定モデルを通じて、障害物を回避できない場合の保護対象及び衝突対象を特定するものである。

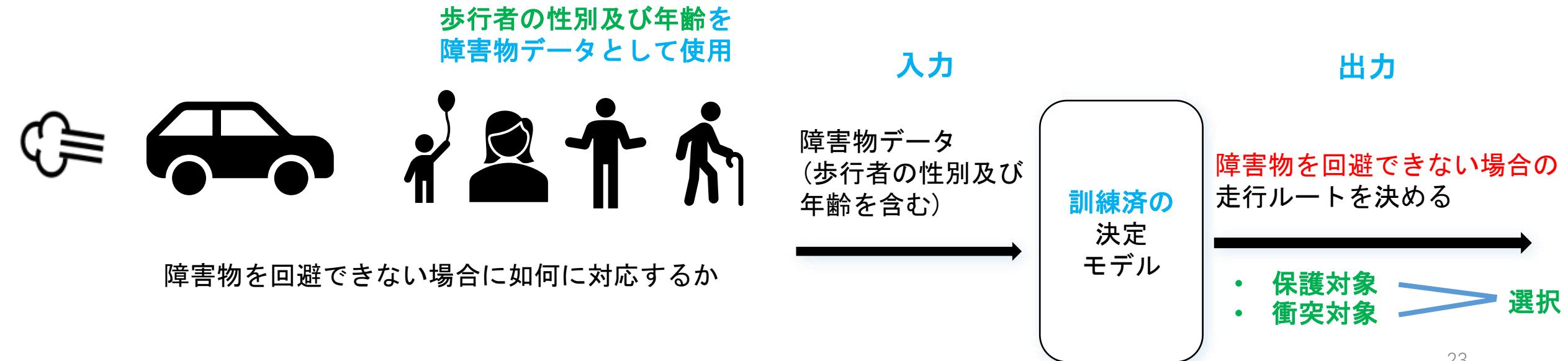


3.2 人工知能分野——倫理の審査

審査指南の追加事例

【例5】無人運転車両の緊急決定モデル構築方法

訓練済の モデルの使用段階



3.2 人工知能分野—倫理の審査

SANYOU IP GROUP

【例5】無人運転車両の緊急決定モデル構築方法

分析及び結論

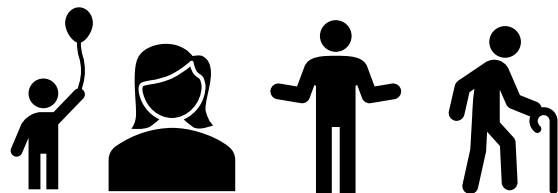
該発明創造は、無人運転車両の緊急決定モデル構築方法に関するものである。人間の生命は、年齢や性別にかかわらず同等の価値と尊厳を有する。無人運転車両の緊急決定モデルが、回避できない事故が発生する際、歩行者の性別や年齢に基づいて保護対象及び衝突対象を選択する場合、「生命の前で人人平等」という公衆の倫理道德観念に違反する。

さらに、このような決定方式は社会に存在する性別偏見や年齢偏見を強化するだけでなく、公衆の公共交通機関利用における安全性への不安を引き起こし、公衆の科学技術及び社会秩序に対する信頼を損なうものとなる。

したがって、該発明創造には社会公徳に違反する内容が含まれており、特許権を付与することができない。



歩行者の性別及び年齢を
障害物データとして使用



- ・ 保護対象
- ・ 衝突対象



3.2 人工知能分野——倫理の審査

SANYOU IP GROUP

『インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定』 2022年3月1日より施行

国家インターネット情報弁公室
中華人民共和国工業および情報化部
中華人民共和国公安部
国家市場監督管理総局



第六条 アルゴリズム推薦サービス提供者は、主流の価値志向を堅持し、アルゴリズム推薦サービスメカニズムを最適化し、積極的にポジティブエネルギーを伝播し、**アルゴリズムの応用が善良な方向に進むよう促進しなければならない。**

第十一條 アルゴリズム推薦サービス提供者は、アルゴリズム推薦サービスのレイアウトページエコロジー管理を強化し、人工介入及び**ユーザーの自主選択メカニズム**を確立・整備し、トップページ初回表示画面、ホットサーチ、セレクションコンテンツ、ランキング類、ポップアップ等の重点的なリンクにおいて、主流の価値志向に合致する情報を積極的に提示しなければならない。

第二十一條 アルゴリズム推薦サービス提供者が消費者に商品を販売し又はサービスを提供する場合、消費者の**公平な取引の権利**を保護しなければならず、**消費者好み、取引習慣等の特徴に基づき、アルゴリズムを利用して、取引価格等の取引条件において不合理な差別的待遇等の違法行為を実施してはならない。**

3.2 人工知能分野—倫理の審査

『インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定』第21条の解釈

アルゴリズムの公平性



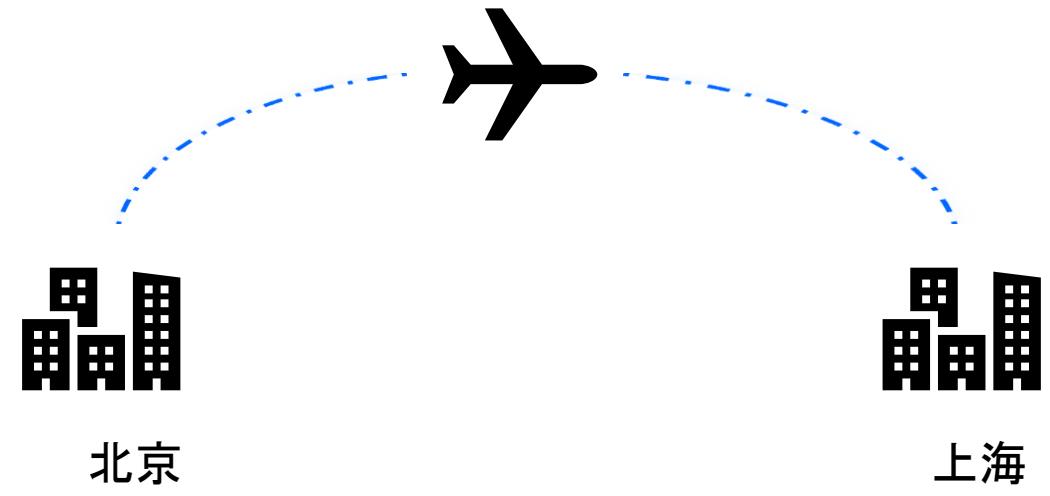
労働者保護義務等の観点から、採用するアルゴリズムの中立性、獎励・懲罰条件の設定が合理的であるかを検討し、公共の利益を妨害する事態の発生を回避しなければならない。

新規
ユーザー
標準価格
適用



不公平

既存
ユーザー
高い価格に
調整



3.2 人工知能分野—倫理の審査

『インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定』第21条の解釈



アルゴリズム差別

不確実な条件で最適な決定を行う場合、アルゴリズムが依拠する決定メカニズムは倫理・道徳に適合しなければならない。また、**差別的又は偏見を含むアルゴリズムルールを設定してはならず、社会的道徳に違反し、公共の利益を妨害することも許されない。**

肌色
人種
地域



差別的待遇はダメ

3.2 人工知能分野—倫理の審査

『インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定』第8条・第18条の解釈



アルゴリズム誘導

アルゴリズム又はモデルは、ユーザーの依存や過剰消費を誘導することを回避しなければならない。また、未成年者に悪習慣の沾染及び不安全な行為の誘導等を回避すべきであり、関連法律法規に違反し、又は社会的道徳に背き、公共の利益を妨害する事態の発生を回避する。

ユーザーの過剰消費を誘導



特定の商品を繰り返して閲覧した場合、
割引無しから、「2点購入で2割引」に変更

3.3 人工知能分野—進歩性に関する審査

SANYOU IP GROUP

審査指南の追加事例

「応用シーン」と「アルゴリズムまたはモデル」が如何に進歩性に影響を与えるか？

	応用シーン	アルゴリズムまたはモデル
例6	異なる	同一
例7	同一または類似	異なる

3.3 人工知能分野—進歩性に関する審査

SANYOU IP GROUP

審査指南の追加事例

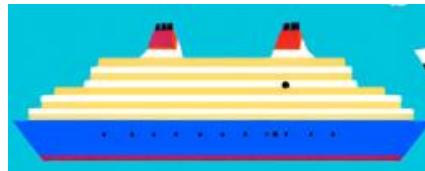
	応用シーン	アルゴリズムまたはモデル
例6	異なる	同一

【例6】船舶数を識別する方法

出願内容の概要

船舶画像データを取得し、深層学習により検出データモデルを訓練し、現在海域内の船舶数を正確に識別する技術課題を解決する方法を提供する。

船舶数を識別する方法



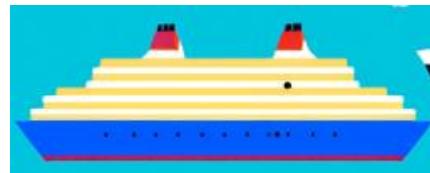
3.3 人工知能分野—進歩性に関する審査

【例6】船舶数を識別する方法

引例1は、木の果実の数を識別する方法を開示し、具体的に、画像情報を取得し、画像上の果実の位置及び境界をマークし、データセットを分割し、モデルを訓練し、実際の果実の数を決定するステップを開示している。

発明出願の解決技術と引例1との相違は、識別対象の違いのみにある。

船舶数を識別する方法



引例1



3.3 人工知能分野——進歩性に関する審査

SANYOU IP GROUP

【例6】

分析及び結論

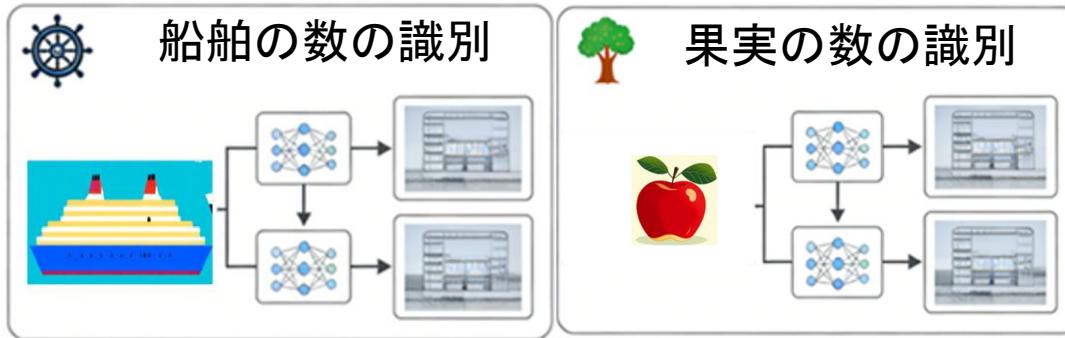
発明出願の技術と引例1との相違は、識別対象の違いのみにある。

船舶と果実は外観、体積及び周囲環境などにおいて差異があるが、当業者にとって、実際の数量を識別するために必要な情報マーク、データセットの分割、モデル訓練などのステップは、いずれも画像における識別対象の位置関係を対象としている。

請求項において、識別対象が異なることによって、深層学習、モデル訓練過程において訓練方式、モデル階層などに対して変更を行ったことを示していない。

従って、**進歩性を具备しない。**

相違：識別対象のみ



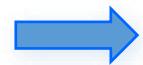
対象の差異	共通の特徴	影響
外観	情報マーク、 データセットの分割、 モデル訓練などのステップ	深層学習、モデル構築過程において、 訓練方式・モデル階層などに対して 調整又は改良を行っていない。
体積		
周囲環境	いずれも画像における 識別対象の位置関係を 対象としている	

アルゴリズムまたはモデルの変更がない状態で、
単純な応用シーンの変更のみでは、
進歩性が無い可能性が高い

3.3 人工知能分野—進歩性に関する審査

SANYOU IP GROUP

審査指南の追加事例



	応用シーン	アルゴリズムまたはモデル
例6	異なる	同一
例7	同一または類似	異なる

【例7】鉄ゴミレベル分類ニューラルネットワークモデルを構築する方法

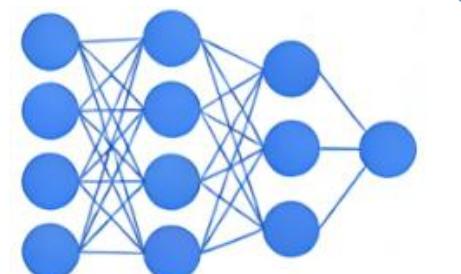
鉄ゴミは、保管時に、**鋼材料の平均寸法に基づいてレベル分類を行う**必要があるが、保管時に乱雑であり、互いに積み重ねられ、**寸法測定及びレベル判定を手動で行う場合、効率が低く、レベル分類の正確率が高くない。**

発明出願は、鉄ゴミレベル分類ニューラルネットワークモデルを構築する方法を提案し、**畳み込みニューラルネットワーク学習**により、**レベル分類出力を有するレベル分類ニューラルネットワークモデル**を形成し、**鉄ゴミレベル分類の効率と正確率を向上させ**ることができる。



手動分類は、
効率が低く、
正確性が低い

CNNモデルは
効率と正確性を
向上させる。



3.3 人工知能分野—進歩性に関する審査

SANYOU IP GROUP

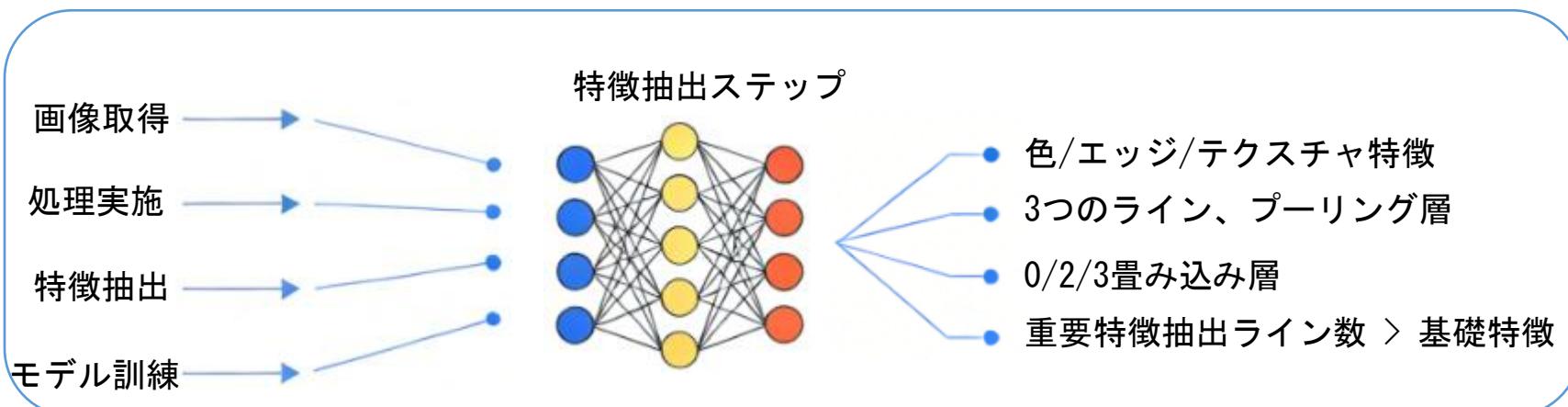
【例7】鉄ゴミレベル分類ニューラルネットワークモデルを構築する方法 分析及び結論

引例1との相違は、訓練されたデータ及び抽出された特徴が異なり、畳み込み層及びプーリング層のライン数及びレベル設定も異なることである。

発明出願は、鉄ゴミの平均寸法に基づいてレベル分類を行うために、乱雑であり、互いにラミネートされた鉄ゴミ画像に対して鉄ゴミの形状、厚さを識別する必要があり、画像における鉄ゴミの色、エッジ及びテクスチャなどの特徴を抽出するために、モデル訓練の過程において畳み込み層及びプーリング層のライン数及びレベル設定などをいずれも調整しており、上記アルゴリズム特徴と技術特徴は機能上互いにサポートし合い、相互作用関係が存在し、鉄ゴミレベル分類の正確性を向上させることができ、前記アルゴリズム特徴の技術に対する貢献を考慮すべきである。

上記畳み込み層及びプーリング層のライン数及びレベル設定を調整する等の内容は、その他の引用文献に開示されておらず、本分野の公知知識にも該当せず、…進歩性を具備している。

鉄ゴミレベル分類方法



引用1との差異

- ・ 訓練データ/抽出特徴
- ・ 畳み込み層
- ・ プーリング層・ライン数
- ・ レベル設定

3.4 人工知能分野---十分な開示の要件

AI関連発明の明細書作成に関する規定が新設、AI関連発明の十分な開示に関する事例も追加

人工智能アルゴリズム又はモデルには「ブラックボックス」の問題が存在する可能性があり、内部構造及び動作メカニズムを直接観察することが困難であるため、十分な開示という目的を達成するためには、十分な情報を開示する必要がある。

今回の改正は、人工知能関連発明出願におけるよく見られる2種類の情況を対象としている：

- ・人工知能モデルの構築又は訓練に係わる場合、
- ・具体的な分野又はシーンにおいて、人工知能モデル又はアルゴリズムを応用する場合、

明細書が十分な開示の要件を満たすために達成すべき具体的な作成基準を更に明確化にし、専利出願の品質の向上を促進する。

「ブラックボックス」



Blackbox

内部構造及び動作メカニズムを
直接観察することが困難

3.4 人工知能分野---十分な開示の要件

SANYOU IP GROUP

改正内容：

第二部分第九章 実体審査部分／コンピュータープログラムに関連の発明出願の審査に関する規定

6.3明細書及び請求の範囲の作成

6.3.1明細書の作成

- 人工知能モデルの構築又は訓練に関連する場合は、
通常、明細書において、モデルに必要なモジュール、レベル又は接続関係、訓練に不可欠な具体的なステップ、パラメータ等を明瞭に記載する必要があり、
- 具体的な分野又はシーンにおいて、人工知能モデル又はアルゴリズムを応用する場合は、
通常、明細書において、モデル又はアルゴリズムが如何に具体的な分野又はシーンと結合するか、アルゴリズム又はモデルの入出力データが如何に設定されたかを明瞭に記載して、その内在的な関連関係を示す必要があり、
- 当業者が明細書に記載された内容に従って、当該発明の解決技術を実現できるようにさせる。

対応策

- 明細書において、改良されたAIモデルの構造、学習データ、重要なパラメータ及びアルゴリズムと具体的な応用シーンの結合方式等を可能な限り詳細に記載することを提案。
- 当業者が創造的な労働をかけなくとも、本発明を実施できる程度に記載。

3.4 人工知能分野---十分な開示の要件

SANYOU IP GROUP

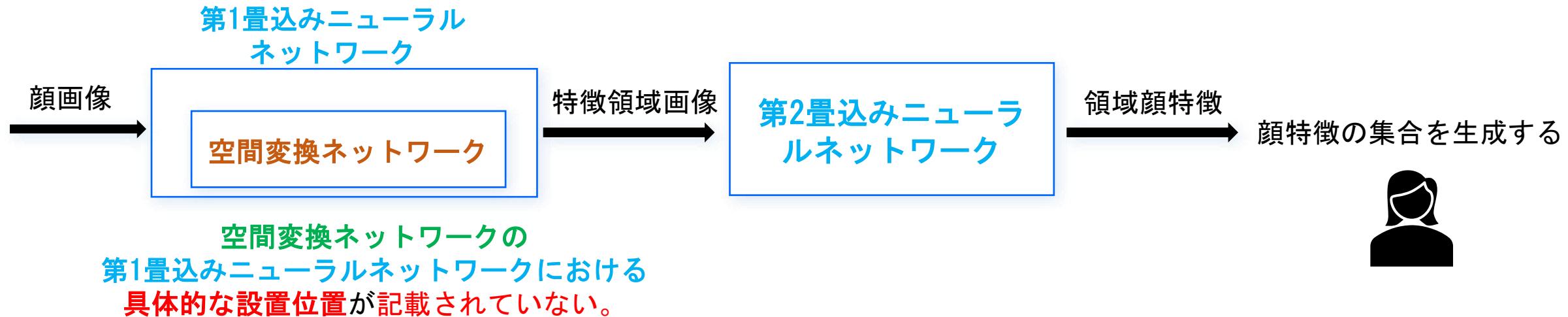
審査指南の追加事例

十分に開示されている事例

～当業者の周知知識などが重要な考慮要素である～

【例8】顔特徴を生成するための方法

空間変換ネットワークを搭載した第1畳込みニューラルネットワークが生成する特徴領域画像集合を用いて、各第2畳込みニューラルネットワークに対して情報共有を実現することにより、メモリリソースの消費を削減すると同時に、顔画像生成結果の精度を向上させることができる。



3.4 人工知能分野---十分な開示の要件

SANYOU IP GROUP

～当業者の周知知識などが重要な考慮要素である～

【例8】顔特徴を生成するための方法 分析及び結論

- 当業者は、空間変換ネットワークを1つの全体として、第1畳込みニューラルネットワークにおける任意の位置に挿入し、畳込みニューラルネットワーク入れ子構造を形成することができることを周知している。
- 例えば、当該空間変換ネットワークは第1畳込みニューラルネットワークの第1層としてもよいし、第1畳込みニューラルネットワークの中間層としてもよく、上記の位置は、その画像における特徴領域を識別する能力に影響を及ぼさない。
- これに基づき、発明出願が採用しているモデルの層は明確であり、各層の間の入出力関係及びその間の関係も明確であり、畳込みニューラルネットワーク及び空間変換ネットワークはいずれも公知のアルゴリズムであり、当業者は上記の記載に基づき、対応するモデルアーキテクチャを構築することができる。
- したがって、明細書において既に十分に開示されている。



3.4 人工知能分野---十分な開示の要件

SANYOU IP GROUP

審査指南の追加事例

十分に開示されていない事例

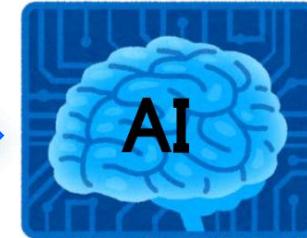
【例9】生体情報に基づいて癌を予測するための方法

出願内容の概要

発明出願は、**生体情報に基づいて癌を予測するための方法**を提供し、訓練された悪性腫瘍のスクリーニングモデルを強化することにより、**血液一般検査、血液生化学検査指標及び顔画像特徴**を共同でスクリーニングモデルの入力とし、**悪性腫瘍の罹患予測値**を得ることで、悪性腫瘍の予測精度を向上させる技術課題を解決する。

訓練済の
モデルの
使用段階

- (1) 血液一般検査指標
- (2) 血液生化学検査指標
- (3) 顔画像特徴

訓練済の
機械学習モデル

入力

→ 悪性腫瘍の罹患
予測値を得る

3.4 人工知能分野---十分な開示の要件

SANYOU IP GROUP

【例9】生体情報に基づいて癌を予測するための方法

請求項

...

悪性腫瘍強化スクリーニングモデルの訓練プロセスは以下の通りである：大規模な人群サンプル集合を構築し、サンプルには同一人物の血液一般検査データ、血液生化学検査データ及び顔画像が含まれ、

...

モデル訓練段階

大規模な人群サンプル集合



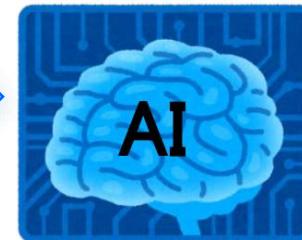
- (1) 血液一般検査指標
- (2) 血液生化学検査指標



- (3) 顔画像特徴

機械学習モデルを訓練

学習データとして
入力



3.4 人工知能分野---十分な開示の要件

SANYOU IP GROUP

【例9】生体情報に基づいて癌を予測するための方法

明細書の関連段落

従来、腫瘍マーカーを用いて悪性腫瘍を識別する場合、…、腫瘍マーカーに基づいて癌を予測するが、**その正確性が高くない。**

本願は、血液一般検査、血液生化学的検査指標、顔画像を利用して複数の悪性腫瘍の識別精度を向上させる。

本願は、**血液検査データを利用するとともに、顔画像に反映されたスクリーニング対象者の健康情況を参照して、悪性腫瘍の罹患確率をより正確に予測することができる。**

使用段階の
モデル訓練済み



- (1) 血液一般検査指標
- (2) 血液生化学検査指標



- (3) 顔画像特徴



本質的な論理：
顔画像に健康情況が反映

悪性腫瘍の罹患確率を
より正確に予測する

3.4 人工知能分野---十分な開示の要件

SANYOU IP GROUP

【例9】生体情報に基づいて癌を予測するための方法

分析及び結論

- 血液一般検査及び血液生化学検査のよく見られる検査項目はそれぞれ数十の検査指標を含む。
- 明細書には、どの指標が腫瘍予測の精度に関連する重要な指標なのか、又は全ての指標を参照して各指標に異なる重みを付与して予測を行うのかについては記載されておらず、当業者も、どの指標が悪性腫瘍の判断に用いることができるかを特定することができない。
- 現在の科学的研究に基づけば、顔部皮膚がん等の少数の種類の腫瘍を除き、顔の特徴と悪性腫瘍の罹患との間に関連性があるか否かは未だ確定されていない。また、明細書においても、両者間の因果関係について記載又は証明されていない。
- したがって、明細書において十分に開示されていない。



- (1) 血液一般検査指標
- (2) 血液生化学検査指標



それぞれ数十の検査指標を含むが、どの指標を使用するか不明確



- (3) 顔画像特徴



顔部皮膚がん以外との関連性はまだ確定されていない

悪性腫瘍の罹患確率をより正確に予測できるか



Part

04

sanyou

... 1010111010110 ...

ビットストリームを含む
発明出願の審査

4.1 ビットストリーム関連-改正の背景

- ストリーミング・メディア産業は、文化産業のアップグレードを推進する重要なエンジン及び新たなデジタル経済の成長点であり、インターネットトラフィックの80%は、動画符号化技術によって圧縮された後に生成されたビットストリームである。
- 動画符号化・復号化技術は、ストレージ・伝送コストを大幅に削減していると同時に、動画の鮮明度を保証しており、動画ライブ配信、テレビ会議、クラウドゲーム、仮想現実（VR）等の新分野・新業態の急速な発展を支える技術的基盤及び重要な保障である。
- 「ビットストリーム」関連審査ルールを新設し、ストリーミング・メディア産業の技術開発成果を特許権で保護することを支援



快手
Kwai



RedNote



ドウイン



4.2 単なるビットストリーム請求項の審査基準の明確化

SANYOU IP GROUP

新規追加内容：

7.1 保護客体の審査

7.1.1 特許法第二十五条第一項第（二）号に基づく審査

請求項の主題が単なるビットストリームに関するものに限られる場合、該請求項は特許法第二十五条第一項第（二）号の知的活動のルール及び方法に該当し、特許保護の客体に該当しない。例えば、「ビットストリームであって、構文要素A、構文要素B、……を含むことを特徴とする」。

請求項において、その主題名称以外に、それに対して限定された全ての内容が単なるビットストリームに関するものに限られる場合、該請求項は特許法第二十五条第一項第（二）号の知的活動のルール及び方法に該当し、特許保護の客体に該当しない。例えば、「ビットストリーム生成方法において、該ビットストリームは構文要素A、構文要素B、……を含むことを特徴とする」。

…1010110…

単なる
ビットストリーム

知的活動のルール
及び方法に該当

請求項の主題が単なるビットストリームに関する



例：「ビットストリームであって、構文要素A、構文要素B、……を含む」

その主題名称以外に、それに対して限定した全ての内容が単なる
ビットストリームに関する



例：「ビットストリーム生成方法であって、
該ビットストリームは構文要素A、構文要素B、……を含む」

4.2 単なるビットストリーム請求項の審査基準の明確化

SANYOU IP GROUP

補正例

【例10】

ビットストリームであって、・・を指示するための第1構文要素と、・・を指示するための第2構文要素と、を含み、

デコーダが前記第1構文要素及び第2構文要素を受信した場合、前記第1構文要素及び第2構文要素に基づいて1組の符号化ブロックとして三角予測モード候補の最大許容数を決定し、

デコーダが前記第1構文要素及び第2構文要素を受信しなかった場合、前記三角予測モード候補の最大許容数をゼロに決定する、

ビットストリーム。

[分析]

- 該請求項はビットストリームが含まれ、且つ技術特徴も含まれているため、**全体として、知的活動のルールと方法ではない。**
- 該請求項の主題名称が、保護する本質的な技術内容に適合しないため、保護範囲は不明瞭である。

[補正案]

請求項の主題名称「ビットストリーム」を「復号化方法」に補正

4.3 ビットストリーム関連請求の範囲の作成

SANYOU IP GROUP

新規追加内容：

7.1 保護客体の審査

7.1.1 特許法第二十五条第一項第（二）号に基づく審査 知的活動のルール及び方法

7.1.2 特許法第二条第二項に基づく審査 保護可能な技術客体（発明の定義、新しい技術）

デジタル動画符号化・復号化の技術分野において、通常、動画データは動画符号化方法によってビットストリームに生成され、ビットストリームは動画復号化方法によって動画データに生成される。ビットストリームを生成する特定の動画符号化方法が保護可能な技術客体に該当する場合、

当該特定の動画符号化方法によって限定された、

- 当該ビットストリームの記録又は伝送方法、および
- 当該ビットストリームを記録するコンピュータ読み取り可能な記録媒体は、

記録又は伝送リソースの最適な配分等を実現することができる。

したがって、当該特定の動画符号化方法によって限定される記録又は伝送方法及びコンピュータ読み取り可能な記録媒体は特許法第二条第二項の技術に該当し、特許保護の客体に該当する。

4.3 ビットストリーム関連請求の範囲の作成

SANYOU IP GROUP

新規追加内容：

7.2.2 請求の範囲の作成

特定の動画符号化方法によって生成されるビットストリームを含む発明出願は、記録方法、伝送方法、並びにコンピュータ読み取り可能な記録媒体に係る請求項として作成することができる。この種類の請求項は、一般的には、当該ビットストリームを生成する特定の動画符号化方法の請求項を基礎として、

- 当該特定の動画符号化方法の請求項を引用するか、又は
- 当該特定の動画符号化方法の全ての特徴を含む形で作成すべきである。

例：動画符号化・復号化技術に係わる発明出願は、以下の方で請求項を作成することができる。

1. 動画符号化方法であって、……
 2. 動画符号化装置であって、……
 3. 動画復号化方法であって、……
 4. 動画復号化装置であって、……
 5. ビットストリームを記録する方法であって、……
 6. ビットストリームを伝送する方法であって、……
 7. コンピュータ読み取り可能な記録媒体であって、……
-
- 従来の書き方の通り
- 新しい書き方を提示

4.3 ビットストリーム関連請求の範囲の作成

SANYOU IP GROUP

新規追加内容：

7.2.2 請求の範囲の作成

5. ビットストリームを記録する方法であって、

請求項1に記載の動画符号化方法を実行してビットストリームを生成するステップと、

当該ビットストリームを記録するステップと、

を含む方法。



ダメな書き方：

- 請求項1に記載の動画符号化方法によって生成されたビットストリームを記録する方法。✖

7.2.2 請求の範囲の作成

6. ビットストリームを伝送する方法であって、

請求項1に記載の動画符号化方法を実行してビットストリームを生成するステップと、

当該ビットストリームを伝送するステップと

を含む方法。



ダメな書き方

- 請求項1に記載の動画符号化方法によって生成されたビットストリームを伝送する方法。✖

※2025年11月16日の知識産権局の説明会で説明したダメな書き方を引用

理由：ビットストリームを記録するのみ、又はビットストリームを「透過伝送」するのみと理解できる。

4.3 ビットストリーム関連請求の範囲の作成

SANYOU IP GROUP

新規追加内容 :

7.2.2 請求の範囲の作成

7. コンピュータ読み取り可能な記録媒体であって、
コンピュータプログラム／命令及びビットストリームが記録されており、
当該コンピュータプログラム／命令がプロセッサによって実行される場合に、請求項1に記載の動画符号化方法を実現して当該ビットストリームを生成することを特徴とする記録媒体。
- 

ダメな書き方

- 請求項1に記載の動画符号化方法によって生成されたビットストリームが記録された
コンピュータ読み取り可能な記録媒体。



※2025年11月16日の知識産権局の説明会で説明したダメな書き方を引用

理由：現行の「コンピュータ読み取り可能な記録媒体+プログラム+プロセッサがプログラムを実行して方法を実現するステップ」の作成ルールと一致していない。

4.4 ビットストリーム関連明細書の作成

SANYOU IP GROUP

新規追加内容：

7.2.1 明細書の作成

特定の動画符号化方式によって生成されたビットストリームを含む専利出願の明細書は、当該特定の動画符号化方式について、当該技術分野における当業者が実施できることを基準として、明瞭かつ完全な説明を行わなければならない。保護の主題が当該ビットストリームを記録若しくは伝送する方法、並びに当該ビットストリームを記録するコンピュータ読み取り可能な記録媒体に関する場合、明細書はさらに、請求項を裏付けるための相応する説明を行わなければならない。

明細書

十分な開示の要件

- 当業者が実施できることを基準として、明瞭かつ完全な説明

クレームは明細書の裏付けを得る必要あり

※ 補正要件に注意

例： クレームの新規追加
元の出願書類に記載無し

ビットストリームを記録する
コンピュータ読み取り可能な記録媒体

Part

05

sanyou

無効審判の審理

5.1 無効審判請求：一事不再理の原則

SANYOU IP GROUP

改正内容：

第四部分第三章

2.1 一事不再理の原則

既に審査決定が出された無効審判案件に係る特許権に対し、**同様の同一又は実質的に同一の**理由及び証拠により再び無効審判を請求する際、受理及び審理を拒否する。

3.3 無効審判の請求の範囲、理由及び証拠

.....

(3) 拒絶査定不服審判及び無効審判審理部が、1つの特許権に対して既に無効審判請求に対する審理決定を出した後、**同様の同一又は実質的に同一の**理由及び証拠で無効審判請求が提出された場合、**これを受理しない**。ただし、前記理由又は証拠が期限等の原因により、前記決定で考慮されなかった場合を除く。

改正の背景

- ・ 実務上、合議体が既に無効審判の理由及び証拠について審決を出した後、請求人が**当該無効審判の理由又は証拠に対して単に形式上の簡単な調整又は変更を行った上、再度、無効審判請求を提出**するケースがある。
- ・ 特許権者が不必要的紛争負担を受けることを回避し、審理の質と効率を全体的に向上させる。

5.1 無効審判請求：一事不再理の原則

SANYOU IP GROUP

【例11】（実質的に同一の理由及び証拠）

- 一回目の無効審判請求：
請求項1は証拠1および周知の常識に対して進歩性を有しない。

無効審判決定：進歩性がある。

- 二回目の無効審判請求：
請求人は、請求項1は証拠1に対して新規性を有しないと主張する。

- 結論：
一回目の無効審判決定は、実質的に、請求項1が証拠1に対して新規性を有すると認定したものである。
二回目は、一回目の無効審判請求の理由および証拠と実質的に同一であり、受理されるべきではない。

5.2 無効審判請求：請求人の真実の意思表示でない

SANYOU IP GROUP

改正内容：悪意無効審判請求への規制

第四部分第三章

3.2 無効審判請求人の資格

請求人が次のいずれかの場合に該当するとき、その無効審判請求は受理されない。

(1)

(2) **無効審判請求の提出が、請求人の真実の意思表示でない。**

改正に関する説明：審査実務において、真実の意思表示でないケースがある。

【例12】北京知識産権法院（2016）京73行初6453号無効行政紛争

無効審判請求人が行政訴訟において、無効審判手続が本人によって提出されたものでない旨を明確に陳述した。

人民法院は判決書において、次のように認定している。

「特許複審委員会の審理は、形式上、無効審判請求の受理に関する規定の要件を満たしているものの、**無効審判請求が請求人本人の意思に背き、真実の意思表示でないことは否定できない**。したがって、特許複審委員会による本特許に係る**無効審判請求の受理は合法的でなく、行政審査手続には違法性がある**。」

※通常、願書の偽造、委任書類等の関連資料の代理署名又はなりすまし署名の行為が伴う。

留意点：無効審判請求人が**利害関係人である必要はない**。

5.2 無効審判請求：請求人の真実の意思表示でない

SANYOU IP GROUP

【例13】最新事例：「無効審判請求の提出が、請求人の真実の意思表示でない」ので受理すべきでないと認定された「初案件」

無効審判決定日：2025年11月15日

国家知识产权局

无效宣告请求审查决定(第 589012 号)

案件编号	第 4W119452 号
决定日	2025 年 11 月 15 日
发明创造名称	2-(2,4,5-取代苯胺)嘧啶衍生物作为 EGFR 调谐子用于治疗癌症
国际主分类号	C07D 401/02
无效宣告请求人	王台玲
专利权人	阿斯利康（瑞典）有限公司
专利号	201280033773.9
申请日	2012 年 07 月 25 日
优先权日	2011 年 07 月 27 日
授权公告日	2015 年 09 月 09 日
无效宣告请求日	2025 年 01 月 13 日
法律依据	专利法第 9 条第 1 款，专利法第 26 条第 3 款，专利法第 22 条第 3 款，专利法第 45 条

無効審判決定の要点：

- いかなる法人又は個人も、特許権の無効を審判請求することができる。ただし、**請求人は民事訴訟の主体資格を有し、かつ意思表示が真実でなければならぬ。**
- 請求人が提出した**無効審判請求がその真実の意思表示でない**場合、無効審判手続を開始する基礎が存在しないため、**受理べきでない**。
- 偽造された法律文書**に基づいて提出された**無効審判請求**は、**無効な法律行為に該当し、請求人の真実の意思表示が欠如している**ものと認定されるべきである。

5.2 無効審判請求：請求人の真実の意思表示でない

SANYOU IP GROUP

【例13】最新事例：「無効審判請求の提出が、請求人の真実の意思表示でない」ので受理すべきでないと認定された「初案件」

無効審判決定日：2025年11月15日

(1) マイルストーンとなる案件

- 「初案件」：特許庁は、AstraZeneca（製薬会社）の特許に対する無効審判案件において、画期的に、「無効審判請求の提出が、請求人の真実の意思表示でない」を理由に、請求が受理要件を満たさないと認定
- 先行適用：該決定は、新たに改正された『特許審査指南』の正式施行日よりも前に行われたものであり、中国特許庁が悪意の無効請求行為を抑止する決意を示している。

(2) 事例における主な事実

- 請求人：中国大陆の製薬産業と関連性がない中国台湾地域の居住者「王台玲」
- 重要な証拠：筆跡の司法鑑定により、無効審判手続の重要な文書である『授權委任状』における署名が偽造されたものであることが証明された。
- 裏の関連性：請求人は、専ら大量の無効審判請求を提出している市場主体「南京華訊」の実質の支配者と母子関係がある。

5.2 無効審判請求：請求人の真実の意思表示でない

SANYOU IP GROUP

【例13】最新事例：「無効審判請求の提出が、請求人の真実の意思表示でない」ので受理すべきでないと認定された「初案件」

(3) 核心原則

- 関連根拠：特許無効審判手続は、請求人の**真実の意思表示**に基づくものでなくてはならない。
- 核心ロジック：請求が虚偽のものである場合、手続が開始する基礎が存在しないため、受理されるべきではない。
- 政策ガイド：**悪意な無効審判請求行為を規制**し、手続の厳肅性と公正な競争環境を守る。

(4) 外国企業への重要情報

- **特許保護がより一層強化されたシグナル**：
無効審判手続を濫用して特許権者を妨害したり、不正競争行為を行うことを抑止
- **「わら人形」戦略は要注意**：
無関係な第三者又はダミーの名義を利用して無効審判請求を提出する場合、受理されないリスクがある。
- **コンプライアンス上の警告**：
企業及び特許代理機構は、全ての特許関連行為の真実性と信義誠実性を確保しなければならない。
文書署名のコンプライアンスは、新たな審査の焦点となる可能性がある。

5.3 無効審判手続きにおける請求項の補正

SANYOU IP GROUP

改正内容:

第四部分第三章

4.6 無効審判手続における特許書類の補正

4.6.4 補正バージョンの提出

特許権者が請求の範囲を修正する場合、全文の差替え頁及び補正対照表を提出しなければならない。

特許権者が同一の無効審判請求の審理手続において複数の補正バージョンを提出し、いずれも本章第4.6.3節の規定に適合する場合、最終的に提出された補正バージョンを基準とし、その他の補正バージョンは審理の基礎とされない。

改正の背景

- 「審査指南」に、無効審判段階における補正文書の提出形式及び確定ルールに関する具体的な規定が欠如
- 審査実務において、特許権者が補正期間内に複数の補正文書を提出するケースがあり、これにより両方の当事者は審査対象バージョンの確定に対して明確な予期が立てられず、無効審判請求人の法的対応に不利であるとともに、案件審理の効率にも影響を及ぼしている。

5.3 無効審判手続きにおける請求項の補正

SANYOU IP GROUP

無効審判手続き請求の範囲補正対照表

特許番号					案件整理番号
特許権者					
補正前の 請求項番号	補正の有無	補正方式	補正に対する 簡単な説明	補正後の 請求項番号	
1	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<input type="checkbox"/> 請求項の削除 <input type="checkbox"/> 技術の削除 <input type="checkbox"/> 請求項の更なる限定 <input type="checkbox"/> 明らかな誤りの補正			
2	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<input type="checkbox"/> 請求項の削除 <input type="checkbox"/> 技術の削除 <input type="checkbox"/> 請求項の更なる限定 <input type="checkbox"/> 明らかな誤りの補正			

その他 1 配列表の課金ルール

改正内容 :

第三部分第一章

7.3 その他の特殊費用

国際出願の国内段階手続において…、以下の幾つかの種類の特殊手数料が別途発生する。

- (1) 翻訳文訂正に係わる手数料…
- (2) 単一性回復に係わる手数料…
- (3) ~~ヌクレオチド及び／又はアミノ酸配列表が明細書の単独部分として400ページを超える場合、該配列表は400ページで計算される。~~

第五部分第二章

1. 費用納付の期限

.....

出願追加手数料とは、出願書類の明細書（図面及び配列表を含む）のページ数が 30 ページを超える場合、又は請求項が 10 項を超える場合に納付が必要となる手数料のことであり、該手数料の額はページ数又は項数に基づいて計算される。**所定のフォーマットに従って提出された、コンピュータが読み取可能な形式の配列表については、ページ数は計算されない。**

改正の背景 :

- 一、通常の国内出願の配列表において徴収される明細書追加手数料には上限規定がないのに対し、PCT中国国内段階移行出願については、400 ページを上限とする課金基準が適用されており、即ち課金ルールが不一致という問題点が存在している。
- 二、PCT 行政規程に基づき、規定に適合する配列表については、国際出願手数料の徴収が廃止された。

留意点 : 紙形式で提出される通常の国内出願については、依然として書面による配列表のページ数に基づいて追加手数料が計算される。

その他 2 拒絶査定不服審判手続における期間補償

SANYOU IP GROUP

改正内容 :

第五部分第九章

2.2.1 権利付与過程における合理的な遅延

以下の場合に生ずる遅延は、権利付与過程における合理的な遅延に該当する。特許法実施細則第 66 条の規定に基づき専利出願書類の補正をした拒絶査定不服審判手続、特許法実施細則第 103 条の規定に基づく中止手続、特許法実施細則第 104 条の規定に基づく保全措置、その他の合理的な情況（例えば、拒絶査定不服審判請求人が陳述した新たな理由、又は提出した新たな証拠に基づき、拒絶査定を取り消す拒絶査定不服審判手続、行政訴訟手続等）。

補正に関する説明 :

- 拒絶査定不服審判手続において専利出願書類の補正が行われなかつたが、拒絶査定不服審判請求人が陳述した新たな理由、又は提出した新たな証拠に基づき拒絶決定が取り消された場合は、合理的な遅延に該当することを明確にした。
- 新たな理由又は新たな証拠とは、これらの理由又は証拠が、出願人が実体審査手続において提供する機会があつたにもかかわらず提供しなかつたもの、即ち、該理由は新たな反論理由に該当し、拒絶査定が行われる前に主張されていなかつたもの、該証拠は拒絶査定が行われる前に提出されていなかつたものを言う。拒絶査定不服審判請求人が拒絶査定不服審判段階において陳述した新たな反論理由、又は提出した新たな証拠に基づき、拒絶を取り消す旨の拒絶査定不服審判決定が行われた。

その他3 植物品種に関する改正

改正前に存在していた課題:

- 中国の『種子法』（種苗法）及び『植物新品種保護条例』では、植物品種は「特異性、均一性及び安定性」（厳格かつ長期的なDUSテストを経ることを要する）を備えることが要件となっている。
- 育種価値及び経済価値を備える育種中間材料**は、植物品種の上記要件に満たさないため、**新品種権の保護対象とならない**。
- 中国が加盟したUPOV条約1978年バージョンは、**中国の特許は「植物品種」を保護しない**ことを定めている。

改正内容：植物品種の定義を明確化し、特許権の付与可能客体の範囲を拡大

第二部分第一章

4.4 動物及び植物の品種

特許法の植物品種とは、人工的に選択・育種され、又は発見・改良が施され、形態的特徴及び生物学的特性が均一で、遺伝的形質が相対的に安定した植物群を言う。

- 『特許審査指南』における「植物品種」の解釈を、『種子法』及び『植物新品種保護条例』と一致させる。
- 育種中間材料を特許保護の客体に所属させる。**



Thanks !

Beijing Sanyou Intellectual Property Agency Ltd.

16F, Block A, Corporate Square,
No.35 Jinrong Street,
Beijing 100033, P. R. China
Tel: +86-10-88091921
Fax: +86-10-88091920
Email: sanyou@sanyouip.com